

令和6年（2024年）度
町民主体のまちづくり活動
支援事業補助金
【募集要項】



目次

1. 制度の概要	
(1) 目的	1
(2) 補助対象となる団体	1
(3) 補助対象となる事業	2
(4) 補助内容	3
(5) 補助対象となる経費	5
(6) 「みんなで経営型」対象経費、収益などの取扱いに関する考え方	6
2. 事業スケジュール及び事務手続き等の流れ	7 - 8
3. 事業計画から事業終了まで	
(1) 補助対象事業の計画	9
(2) 計画に対する審査方法	9
(3) 補助対象事業の決定及び結果通知	10
(4) 補助金の交付申請	10
(5) 補助金の交付決定	10
(6) 事業の実施	11
(7) 実績報告書の提出	11
(8) 報告に対する審査方法	11
(9) 補助金の額の確定	11
(10) 補助金の交付	11
(11) 補助金の返還	12
(12) 活動報告	12
4. 令和6年度 予算額	12
5. 申請書類等の記入例	
(1) 事業計画書（様式第1号）	13 - 14
(2) 事業実施計画書（様式第2号）	15
(3) 事業収支計画書（様式第3号）	16
(4) 団体に関する調書（様式第4号）	17
(5) 団体構成員名簿（様式第5号）	18
(6) 団体規約（様式第6号）	19
(7) 交付申請書（様式第8号）	20
(8) 事業実績報告書（様式第10号）	21 - 22
(9) 事業収支精算書（様式第11号）	23
(10) 補助金請求書【概算払】（様式第13号）	24
(11) 補助金請求書【精算払】（様式第13号の2）	25
(12) 補助金概算払申請書（様式第14号）	26

1. 制度の概要

(1) 目的

まちづくり活動が活発になることを目指して、活動に要する経費に対して、補助金を交付します。活動の種類によって、以下の4つのメニューがあります。

1. みんなで協働型

町民自ら企画し実施する、町民主体のまちづくり活動

2. まちと共創型

町が企画し、町民と町の共創によるまちづくり活動

3. 地区主体型

自治組織による地域課題解決活動
※（7区及び17地区・自治会）

4. みんなで経営型

町民団体主体の自立経営を目的とした地域課題解決活動

(2) 補助対象となる団体（以下、団体と記載）

- ・ 5人以上で構成されている
- ・ 主に町内で活動している
- ・ その団体の専用口座を有する
- ・ 自治組織（地区主体型のみ）

※みんなで経営型の団体は、経営を目的とした事業を開始した時点から5年以内。

▼対象とならない団体

- 1 法人格を有する団体（NPO団体を除く）
- 2 営利事業を行う団体（「みんなで経営型」における任意団体は適用外）
例）企業 等
- 3 宗教活動や政治活動を目的とした団体
- 4 同一年度内に、町、県、国その他の団体から他の補助金、交付金、負担金の交付又は委託を受けている団体（「地区主体型」における自治組織は適用外）
例）伝統芸能保存団体、単位老人クラブ 等

(3) 補助対象となる事業

補助金の対象となる事業は、次のとおりです。

■重点事業

(1.みんなで協働型 2.まちと共創型 3.地区主体型)

地域人材育成、子どもの地域学習や育成に直接関わる事業

1. みんなで協働型

団体が行う地域課題又は社会的課題の解決、地域の活性化を目的としたもので、公益性、社会貢献性のある事業。

2. まちと共創型

町が町民と共同で行う事業。

3. 地区主体型

自治組織が主体となり、以下の地域課題に対して新たに取り組む事業。

- ①自治組織加入促進を目的とした事業
- ②地域の防災力を強化する事業
- ③地域内の情報共有を強化する事業
- ④自治運営に女性参画を促す事業
- ⑤地域内の子どもの交流を目的とした事業

4. みんなで経営型

団体が行う地域課題又は社会的課題の解決、地域の活性化を目的としたもので、将来の自立経営を見据えた公益性、社会貢献性のある事業。個人事業は対象外です。また、下記の条件があります。

- ①補助額の下限額 10 万円
- ②経営を目的とした事業を開始した時点から 5 年以内の団体
- ③中長期経営計画書の提出
- ④申請時に審査会へのプレゼンテーション、また、年度ごと事業実施後に、申請団体主体による町民向けの事業・決算報告会の開催

5. 若者・学生向けメニュー

別途、案内のチラシをご覧ください。

▼対象とならない事業

- 1 営利活動（みんなで経営型は除く）、宗教活動や政治活動を目的とした事業
- 2 同一年度内に、町、県、国その他の団体の補助制度等の対象となる事業
例）地域農政遊休対策事業、中山間地域直接支払事業 等

(4) 補助内容（次ページのイメージ図をご覧ください）

▼補助金額

次の①②を合算した金額（上限額 15 万円）。

重点事業（地域人材育成、子どもの地域学習や育成に直接関わる事業）は、合計上限額 30 万円。（ただし、①②それぞれの上限は、①20 万円、②20 万円。）

みんなで経営型は上限額 50 万円。

①「活動支援金」 事業を実施する上で直接必要と認められる経費（「補助対象経費」）から事業の実施に伴い得られる収入（「事業収入」）を差し引いて得た額に、10/10 または 4/5 の率を乗じて得た金額（上限 10 万円または 50 万円）。

②「継続支援金」 活動を主体的に行う構成員数に対し、2,000 円を乗じて得た金額。地区主体型、みんなで経営型は対象外（上限 10 万円）。

▼補助期間

単年度（1 年間）の補助です。複数年度の取り組み計画でも、単年度単位の事業に対し補助金を交付します。

▼補助金交付回数

1 団体あたりの補助金交付は、同一年度 1 回限りです。

▼補助金のイメージ図

1. 重点事業 (1.みんなで協働型 2.まちと共創型 3.地区主体型)

地域人材育成、子どもの地域学習や育成に直接関わる事業

補助金の額	補助金額 ①+②の合計額 (上限 30 万円)
	①活動支援金 【補助対象経費】 - 【事業収入】 上限 20 万円
	②継続支援金 (3.地区主体型は対象外) 【構成員数】 × 【2 千円】 上限 20 万円 ※通年による構成員 1 人当たりの単価

2. 通常事業 (1.みんなで協働型 2.まちと共創型 3.地区主体型)

補助金の額	補助金額 ①+②の合計額 (上限 15 万円)
	①活動支援金 【補助対象経費】 - 【事業収入】 上限 10 万円
	②継続支援金 (3.地区主体型は対象外) 【構成員数】 × 【2 千円】 上限 10 万円 ※通年による構成員 1 人当たりの単価

3 通常事業 (4.みんなで経営型)

補助金の額	補助金額 ①の額 (上限 50 万円)
	①活動支援金 【補助対象経費】 - 【事業収入】 × 4/5 (補助率) 上限 50 万円
	②継続支援金 対象外

(5) 補助対象となる経費

補助金の対象となる経費は、事業を実施する上で直接必要と認められる経費を対象とします。詳細は次の表をご覧ください。

経 費	内 容
報償費	協力者に対する謝礼など
旅費	事業の実施に必要な宿泊費・交通費など
消耗品費	事業の実施に必要な消耗品の購入費など
食糧費	事業の実施に必要な食材料費、弁当代、お茶・ジュースなどの飲料費など
印刷製本費	広報紙・報告書・資料などの印刷費、コピー代など
通信運搬費	事業の実施に必要な通信費、運搬費など
手数料	各種申請手数料、代金の振込手数料など
保険料	申請者や参加者などの障害保険料など
委託料	事業の実施に必要な各種の委託料など
使用料及び賃借料	会場や機器などの使用料または賃借料など
原材料費	事業の実施に必要な資材などの購入費など
その他	町長が適切であると認めた経費

▼補助対象とならない経費の例

・ 団体等の運営のための経常的な経費（「 <u>みんなで経営型</u> 」については補助対象） ※人件費、事務所や設備などの維持管理費、加入団体への会費など
・ 旅行を目的とした旅費
・ 食糧費（事業を実施するうえで必要と認められないもの）、宴会代、アルコール飲料類
・ 商品券等の金券の購入代金
・ 交際費（差し入れ、香典、祝い金、礼状、花代等）
・ 備品の購入費（「 <u>みんなで経営型</u> 」は3万円未満の備品は補助対象）
・ 事業の実施期間外に支出した経費
・ 領収書等により支払ったことを明確にすることができない経費
・ その他、町長が適切でないとして認めた経費

(6) 「みんなで経営型」に係る対象経費、収益などの取扱いに関する考え方

- 補助対象経費は、企業経理で行っている損益計算書の形で算出してください。算出結果による“所得”（経費－収益）の4/5を補助します。
また、出資金（資本金）、借入金、寄付金などによる収入は、事業経費から差し引く対象（収益扱い）としません。
- 補助対象経費は基本的には他の型と同様としますが、みんなで経営型では他の型では補助対象外となっている「経常経費項目（人件費や事務所・設備などの維持管理費、申請団体が加盟する団体等への会費など）」「備品購入費（単価 3 万円未満）」を補助対象とします。
- 審査会の前に、事務局にて書類確認します。
- 申請時に必要となる団体規約等の内容に、定款に記す「事業目的」を必ず明記してください。

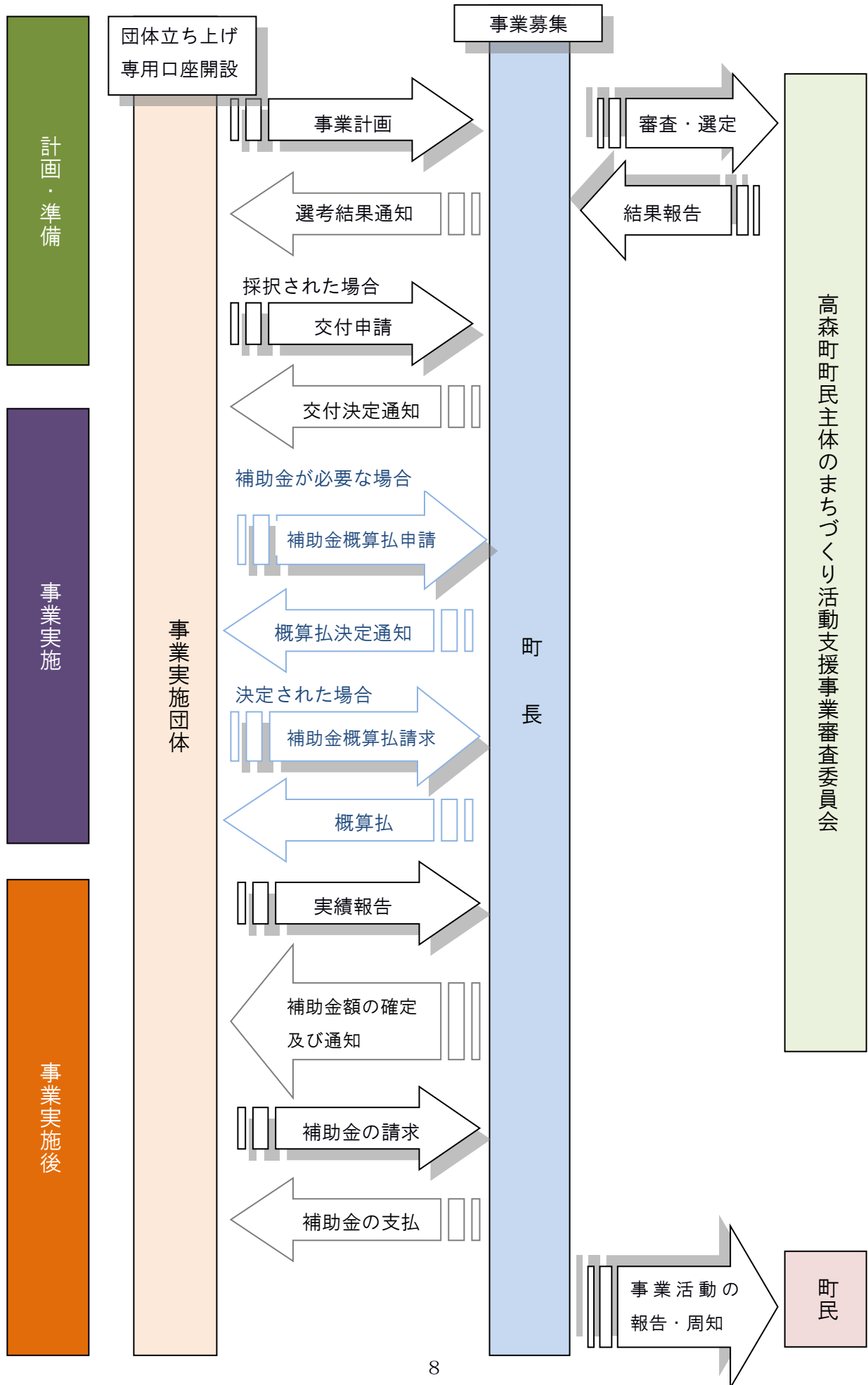
2. 事業スケジュール及び事務手続き等の流れ

内容	一次募集
事業募集・事業計画	3月8日（金）～ 4月30日（火）
書類等審査 交付申請・交付決定（審査委員会開催）	5月
事業実施	4月 [*] ～令和7年3月末
実績報告 実績審査・交付確定	随時
補助金請求・補助金支払	随時
活動報告（みんなで経営型）	次年度の審査会時

2次募集は、1次募集の状況により検討。

※交付決定前に事業を開始することもできますが、審査の結果により採択にならない場合もあることをご承知おきください。

〈事務手続き等の流れ〉



3. 事業計画から事業終了まで

(1) 補助対象事業の計画

「高森町町民主体のまちづくり活動支援事業計画書」（様式第1号）に次の「提出書類」を添付して、ご提出ください。

「申請期限」

- ▶ 一次募集 令和6年3月8日（金）～4月30日（火）
- ▶ 二次募集 一次募集の交付決定状況により実施

「提出書類」

- 1) 高森町町民主体のまちづくり活動支援事業計画書（様式第1号）
- 2) 事業実施計画書（様式第2号）
- 3) 事業収支計画書（様式第3号）
- 4) 団体に関する調書（様式第4号）
- 5) 団体構成員名簿（様式第5号）
- 6) 団体の規則、定款、規約、会則（準ずるものがない場合は様式第6号）
- 7) 中長期経営計画書（任意様式、「みんなで経営型」のみ）
- 8) その他町長が必要と認める書類

※書類の様式は、総務課で入手するか高森町ホームページからダウンロードしてください。

▶ 地区主体型は、4)～7)の書類は不要。

「提出先」

高森町役場 総務課 企画振興係（4月～まちづくり振興係）
〒399-3193 高森町下市田 2183 番地 1
電話 0265-35-9402

(2) 計画に対する審査方法

「高森町町民主体のまちづくり活動支援事業審査委員会」（「審査委員会」）が審査及び選定し、その結果を町長に報告します。

▶ 審査委員会 構成委員

議会関係者、地域関係者、福祉関係者、教育関係者、民間企業者、
行政関係者等 10名程度

▶審査及び選定基準

以下の項目の内容に基づき、総合的に判断します。

評価項目	内容
妥当性	・ 補助対象団体、事業としての要件を満たしているか。
公益性	・ 事業の目的が地域課題または社会的課題の解決、地域の活性化を目的としており、公益性・社会貢献性があるか。
実現性	・ 事業計画、資金計画等が現実的、具体的で、実現可能なものとなっているか。
継続性・発展性	・ 事業が一過性の取組みでなく、継続が期待できるものとなっているか。

(3) 補助対象事業の決定及び結果通知

審査委員会からの報告に基づき、補助対象事業を決定し、結果を「高森町町民主体のまちづくり活動支援事業選考結果通知」（様式第7号）により、申請団体にお送りします。

(4) 補助金の交付申請

補助対象事業として決定通知を受けた団体は、「高森町町民主体のまちづくり活動支援事業補助金交付申請書」（様式第8号）を提出してください。

(5) 補助金の交付決定

交付申請書受付後、内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは速やかに補助金の交付を決定します。その旨を「高森町町民主体のまちづくり活動支援事業補助金決定通知書」（様式第9号）により、団体へ通知します。

※事前に補助金が必要な場合は、交付決定額のうち活動支援金の90%を限度として、補助金の概算払い請求ができます。「高森町町民主体のまちづくり活動支援事業補助金概算払申請書」（様式第14号）を提出してください。

内容が適当であれば、「高森町町民主体のまちづくり活動支援事業補助金概算払決定通知書」（様式第15号）により通知します。概算払い請求書（様式第13号）をご提出ください。

(6) 事業の実施

《事業にあたっての留意事項》

- ①補助金交付決定日より前に支出された経費も対象としますが、交付決定されるとは限らないため、団体の責任の中で判断して、事業実施してください（その場合でも、申請する年度を越える支出は対象外です）。
- ②補助金に関する収入及び支出を明らかにした帳簿、証拠書類は、補助金の交付を受けた年度終了後3年間保管してください。
- ③事業に関する活動記録（写真、チラシ、ポスター、新聞記事等）を保存してください。
- ④補助金申請に関し、虚偽の申請、あるいは不正な方法で申請があった場合等は、補助金の交付を取り消す場合があります。
- ⑤事業を翌年度にまたがって実施することはできません。

(7) 実績報告書の提出

事業が終了しましたら 30 日以内に、「高森町町民主体のまちづくり活動支援事業実績報告書」（様式第 10 号）に下記の書類を添付し、総務課企画振興係（まちづくり振興係）へご提出ください。

《提出書類》

- 1) 事業収支精算書（様式第 11 号）
- 2) 損益計算書（任意書式、「みんなで経営型」のみ）
- 3) 領収書又はその写し
- 4) 団体構成員名簿（申請時の構成員と実際の活動に参加した構成員の人数が異なる場合）（様式第 5 号準用）
- 5) 事業に関するパンフレット、チラシ、記録写真等

(8) 報告に対する審査方法

報告書の受付後、内容を審査します。

(9) 補助金の額の確定

町長は、報告に基づき適当と認めたときは、補助金の額を確定し、「高森町町民主体のまちづくり活動支援事業補助金確定通知書」（様式第 12 号）により、団体に通知します。

(10) 補助金の交付

確定通知書を受領後、「高森町町民主体のまちづくり活動支援事業補助金請求書」（様式第 13 号）を提出してください。団体の専用口座へ補助金を振り込みます。

(11) 補助金の返還

補助対象団体が以下のいずれかに該当する場合は、補助金の全部又は一部の返還になりますので、ご注意ください。

- ①概算払いにより交付された補助金の実績額に満たないとき。
- ②補助金を目的以外の用途に使用したとき。
- ③当該補助金の交付決定の内容、これに付した条件およびその他の町長が指示した事項に違反する行為をしたとき。
- ④交付申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は補助対象事業の実施について不正の行為をしたとき。
- ⑤上記以外のほか、高森町町民主体のまちづくり活動支援事業補助金交付要綱に定める事項に違反する行為をしたとき。

(12) 活動報告

この制度を活用して実施した事業の内容は、広報紙・ホームページ等で公開致します。

4. 令和6年度 予算額

町民住民税（令和4年度決算額）の1%相当額 5,000,000円

5. 申請書類等の記入例

様式第1号

令和〇年 〇月 〇日

高森町長 様

団体名 高森町町民主体のまちづくりの会
 代表者名 高森 太郎
 継続年数 3 年 月

高森町町民主体のまちづくり活動支援事業計画書

「みんなで協働型」 「まちと共創型」 「地区主体型」 「みんなで経営型」

※いずれかに○

令和〇 年度 高森町町民主体のまちづくり活動支援事業について、高森町町民主体のまちづくり活動支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて提出します。

記

1. 補助事業等の名称 地域の環境保全推進事業

2. 補助金交付要望額 金 94,000 円 [(G) の金額]

(算出根拠)

活動支援金		
区分	金額	備考
補助対象経費 (A)	74,000円	別表1及び様式第3号参照
事業収入 (B)	0円	明細は様式第3号参照
活動支援金 (C)		
みんなで協働型、まちと共創型、地区主体型 [(A) - (B) × (10/10)]	74,000円	上限額：10万円 【千円未満切捨て】
みんなで経営型 [(A) - (B) × (4/5)]	円	上限額：50万円 【千円未満切捨て】
継続支援金 【「地区主体型」「みんなで経営型」は補助対象外】		
区分	内訳	備考
構成員数 (D)	10人	明細は様式第5号参照
単価 (E)	2,000円	2千円
継続支援金 (F) [(D) × (E)]	20,000円	上限額：10万円
補助金交付要望額		
区分	金額	備考
補助金交付要望額 (G) [(C) + (F)]	94,000円	上限額：15万円

(裏面あり)

(添付書類)

1. 事業実施計画書 (様式第2号)
2. 事業収支計画書 (様式第3号)
3. 団体に関する調書 (様式第4号)
4. 団体構成員名簿 (様式第5号)
5. 団体の規則、定款、規約、会則等 (様式第6号)
6. 中長期経営計画書 (任意様式「みんなで経営型」のみ)
7. その他町長が必要と認める書類

別表1 「補助対象経費」 (第4条関係)

経費	内容
報償費	協力者に対する謝礼など
旅費	事業の実施に必要な宿泊費・交通費など
消耗品費	事業の実施に必要な消耗品の購入費など
食糧費	事業の実施に必要な食材料費、弁当、お茶・ジュースなどの飲料費など
印刷製本費	広報紙・報告書・資料などの印刷費、コピー代など
通信運搬費	事業の実施に必要な通信費、運搬費など
手数料	各種申請手数料、代金の振込手数料など
保険料	申請者や参加者などの障害保険料など
委託料	事業の実施に必要な各種の委託料など
使用料及び賃借料	会場や機器などの使用料又は賃借料など
原材料費	事業の実施に必要な資材などの購入費など
団体運営経費 (みんなで経営型のみ対象)	事業の実施に必要な人件費、事務所や設備などの維持管理費、加入団体への会費など
備品の購入費 (みんなで経営型のみ対象)	事業の実施に必要な単価3万円未満の物品
その他	町長が適切であると認めた経費

別表3 「継続支援金」 (第5条関係)

団体種別	構成員一人あたりの単価	上限額
みんなで協働型	2,000円/人	10万円
まちと共創型		
地区主体型	対象外	
みんなで経営型		

※ 回数ごとの単価ではなく、通年による一人当たりの単価

高森町町民主体のまちづくり活動支援事業実施計画書

団体名.....

※重点事業に該当 する ・ しない (どちらかに○をつける)

<p>事業の目的や効果 ※どのようになりたいか。目指す姿。</p>	<p>地域内の手つかずの状態です草が生い茂っている道路敷や農地の土手の草刈りをして、地域内景観の保全を図りつつ、生活道路の安全性の確保、同世代の仲間との親睦を図ることを目的とする。</p>
<p>事業の内容</p>	<p>地域の30代～40代の子育て世代の有志10名が草刈部隊を編成し、月に二度の休日に地域内を巡回しながら、刈払機を使って草刈りする。</p>
<p>事業の実施期間</p>	<p>令和6年 6月 30日から 令和7年 1月 31日</p>
<p>事業のスケジュール</p>	<p>8月～10月にかけて月に二度、2時間程度の草刈りを実施する。</p>
<p>今後の展開</p>	<p>同世代の仲間を増やし、できる限り長く継続していきたい。</p>
<p>重点事業に該当する理由 (重点事業に該当する場合のみ記載する)</p>	

※記入欄が不足する場合は別紙添付でも可

高森町町民主体のまちづくり活動支援事業収支計画書

科 目	金 額	積算根拠
【支出の部】 (補助対象経費) ・刈払機刃20枚 ・混合油 ・お茶代	50,000円 18,000円 6,000円	@2,500円×20枚 @1,500円×12缶 @100円×60本
支出合計(A)	74,000円	
【収入の部】 特になし		
収入合計(B)	0円	
収支差額(A)－(B)	74,000円	

高森町町民主体のまちづくり活動支援事業団体に関する調書

<p>代 表 者</p>	<p>ふりがな たかもり たろう</p> <p>氏 名 高森 太郎</p> <hr/> <p>住 所</p> <p>〒 399-3103</p> <p>高森町下市田2183-1</p> <hr/> <p>電話番号 0265 (35) 3111 FAX番号 0265 (35) 8294</p> <hr/> <p>携帯番号 090 (××××) 〇〇〇〇</p> <hr/> <p>メールアドレス</p> <p>soumu@town.nagano-takamori.lg.jp</p>
<p>連 絡 者</p> <p>※連絡先が代表者と異なる場合のみ記入</p>	<p>(ふりがな) 連絡者氏名</p> <hr/> <p>連絡者住所</p> <p>〒</p> <hr/> <hr/> <p>電話番号 () FAX番号 ()</p> <hr/> <p>携帯番号 ()</p> <hr/> <p>メールアドレス</p> <hr/>
<p>設 立 年 月</p>	<p style="text-align: center;">令和〇 年 〇月</p>

(添付書類) 団体専用口座の通帳の写し

高森町町民主体のまちづくり活動支援事業団体構成員名簿

構成員数 1.0 人 (うち町内在住 8 人 / 町外 2 人)

<代…代表者>

No.	構成員名		住所	連絡先
1	代	高森 太郎	高森町下市田 2183-1	0265-35-3111
2		山吹 一郎	高森町下市田 111-1	0265-35-3112
3		吉田 二郎	高森町下市田 222-1	0265-35-3113
4		下市田 三郎	高森町下市田 333-1	0265-35-3114
5		上市田 四郎	高森町下市田 444-1	0265-35-3115
6		牛牧 五郎	高森町下市田 555-1	0265-35-3116
7		大島山 六郎	高森町下市田 666-1	0265-35-3117
8		出原 七郎	高森町下市田 777-1	0265-35-3118
9		長野 県斗	飯田市座光寺 10	0265-24-1111
10		下伊那 郡介	飯田市座光寺 20	0265-24-2222
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				

※住所は証明書類等で確認させていただくことがあります。

虚偽の申請が発覚した場合、登録を取り消すこともありますのでご注意ください。

団体規約

団体名 高森町町民主体のまちづくりの会

第1条 (名称)

本会の名称を 高森町町民主体のまちづくりの会 と称す。

第2条 (事務所)

本会の事務所を 高森町下市田2183-1 に置く。

第3条 (目的及び事業)

本会は、地域内の環境保全のための作業 を通して、会員相互の親睦と
の向上を図ることを目的とし、事業として 草刈作業、親睦慰労会 等を
開催する。

第4条 (役員)

1 本会運営のために、次の役員を置く。役員任期は.....年とし、再任を妨げない。

会 長1名

副会長1名

会 計1名

監 事2名

2 各役員職務は次のとおりとする。

会長は、本会を代表して会を総括し、会議を招集し議長を決める。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。

会計は、本会の会計を掌握する。

監事は、本会の会計を監査する。

第5条 (変更)

この規約は、総会において、出席者数の3分の2以上の承認があれば変更でき
る。

付則 この規約は 令和〇 年 〇 月 〇 日から施行する。

令和〇年 〇月 〇日

高森町長 様

団体名 高森町町民主体のまちづくりの会

代表者名 高森 太郎

高森町町民主体のまちづくり活動支援事業交付申請書

「みんなで協働型」 「まちと共創型」 「地区主体型」 「みんなで経営型」

※いずれかに○

令和〇年 〇月 〇日付け〇高森総第〇〇号にて選考結果通知を受けました高森町町民主体のまちづくり活動支援事業について、事業を実施したいので、下記の金額を交付してください。

記

金 94,000 円

令和〇年 〇〇月 〇〇日

高森町長 様

申請団体 団体名 高森町町民主体のまちづくりの会
代表者名 高森 太郎

高森町町民主体のまちづくり活動支援事業実績報告書

「みんなで協働型」 「まちと共創型」 「地区主体型」 「みんなで経営型」

※いずれかに○

令和〇年度 高森町町民主体のまちづくり活動支援事業実績報告書について、高森町町民主体のまちづくり活動支援事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて提出します。

記

1. 補助事業等の名称 地域の景観保全推進事業
2. 補助事業等の内容及び成果
地域の30代～40代の子育て世代の有志10名が草刈部隊を編成し、年間計6回、地域内の手つかずの状態が草が生い茂っている道路敷や農地の土手を、刈払機を使って草刈りした。地域内景観の保全、生活道路、児童・生徒の通学路の安全性の確保、同世代の仲間との親睦を図ることができた。
3. 補助事業等実施期間 令和〇年 〇月 〇日から
令和〇年 〇月 〇日まで
4. 補助金交付要望額 金 94,000 円 [(G)の金額]

(裏面あり)

(算出根拠)

活動支援金		
区分	金額	備考
補助対象経費 (A)	74,000円	別表1及び様式第11号参照
事業収入 (B)	0円	明細は様式第11号参照
活動支援金 (C)		
みんなで協働型、まちと共創型、地区主体型 [(A) - (B) × (10/10)]	74,000円	上限額：10万円 【千円未満切捨て】
みんなで経営型 [(A) - (B) × (4/5)]	円	上限額：50万円 【千円未満切捨て】

継続支援金 【「地区主体型」「みんなで経営型」は補助対象外】		
区分	内訳	備考
構成員数 (D)	10人	明細は様式第5号参照
単価 (E)	2,000円	2千円
継続支援金 (F) [(D) × (E)]	20,000円	上限額：10万円

補助金交付要望額		
区分	金額	備考
補助金交付要望額 (G) [(C) + (F)]	94,000円	上限額：15万円

(添付書類)

1. 事業収支精算書 (様式第11号)
2. 損益計算書 (任意書式、「みんなで経営型」のみ)
3. 事業に要した費用の領収書の写し
4. 団体構成員名簿 (申請時から人数に変更が生じた場合のみ) (様式第5号準用)
5. 事業に関するパンフレット、チラシ、記録写真等の当該補助対象事業に関する資料
6. その他町長が必要と認める書類

高森町町民主体のまちづくり活動支援事業 収支精算書

科 目	金 額	積算根拠
【支出の部】 (補助対象経費) ・刈払機 刃10枚 ・混合油 ・お茶代	50,000円 18,000円 6,000円	@2,500円×20枚 @1,500円×12缶 @100円×60本
支出合計(A)	74,000円	
【収入の部】 特になし		
収入合計(B)	0円	
収支差額(A)－(B)	74,000円	

高森町長 様

(請求者) 団体名 高森町町民主体のまちづくりの会

住 所 高森町下市田 2183-1

代表者名 高森 太郎 (印)

高森町町民主体のまちづくり活動支援事業補助金精算交付請求書

令和〇年〇〇月〇〇日付け〇高森総第〇〇号で確定（決定）通知のありました高森町町民主体のまちづくり活動支援事業補助金について、下記金額を交付されたく請求します。

記

- 1 補助金交付確定（決定）額 金 94,000 円
- 2 既交付額 金 66,000 円
- 3 今回請求額（概算払いの場合は概算払い決定額） 金 28,000 円

4 振込指定口座

振込先 金融機関	みなみ信州	銀行 信用金庫 農業協同組合	本店 本所 支店 高森 支所
預金種目	普通 ・当座	口座番号	××××〇〇〇
フリガナ	チヨウミンシュタイノマチツクリノカイ		
口座名義	町民主体のまちづくりの会		

令和〇年〇〇月〇〇日

高森町長 様

団体名 高森町町民主体のまちづくりの会

代表者名 高森 太郎

高森町町民主体のまちづくり活動支援事業補助金概算払申請書

「みんなで協働型」 「まちと共創型」 「地区主体型」 「みんなで経営型」

※いずれかに○

事業名：地域の景観保全推進事業

令和〇年〇〇月〇〇日付け〇高森総第〇〇号をもって交付決定通知のありました上記事業に係る補助金について、下記金額の概算払を受けたいので申請します。

記

1 補助金交付決定額 金 94,000 円

決定額内訳 活動支援金 74,000 円 継続支援金 20,000 円

2 概算払を受けたい金額

(上限額は交付決定額のうち活動支援金の9割以内[千円未満切捨て])

金 66,000 円

3 概算払を必要とする理由

団体を立ち上げたばかりで活動資金がないため

高森町長 様

(請求者) 団体名 高森町町民主体のまちづくりの会

住 所 高森町下市田 2183-1

代表者名 高森 太郎 (印)

高森町町民主体のまちづくり活動支援事業補助金概算交付請求書

令和〇年〇〇月〇〇日付け〇高森総第〇〇号で確定(決定)通知のありました高森町町民主体のまちづくり活動支援事業補助金について、下記金額を交付されたく請求します。

記

1 補助金交付確定(決定)額 金 94,000 円

決定額内訳 活動支援金 74,000 円 継続支援金 22,000 円

2 今回請求額(活動支援金の9割以内) 金 66,000 円

4 振込指定口座

振込先 金融機関	みなみ信州	銀行 信用金庫 農業協同組合	本店 本所 支店 高森 支所
預金種目	普通 ・当座	口座番号	××××〇〇〇
フリガナ	チヨウミンシュタイノマチツクリノカイ		
口座名義	町民主体のまちづくりの会		